

◎新潟県告示第996号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和7年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

| 名 称             | 所 在 地                              | 廃 止 年 月 日  |
|-----------------|------------------------------------|------------|
| 医療法人社団 中村整形外科医院 | 長岡市川崎町779－1                        | 令和7年9月30日  |
| つまり歯科           | 十日町市春日町1丁目102番地                    | 令和7年9月30日  |
| 上町薬局            | 妙高市上町2番10号                         | 令和7年9月22日  |
| こやま整形外科         | 五泉市駅前1－3－31                        | 令和7年9月30日  |
| 有限会社 今成薬局       | 南魚沼市六日町1850番地1                     | 令和7年10月14日 |
| 新発田駅前ひらた内科クリニック | 新発田市諏訪町1丁目2番11号イクネス<br>しばたMINTO館2階 | 令和7年7月31日  |
| 大関眼科医院          | 長岡市新町2の4の15                        | 令和7年3月31日  |